

選挙事務所の取扱いについて (都市計画法、建築基準法関係)

1. 仮設プレハブを設置して選挙事務所として使用する場合

Q 1 仮設プレハブを短期間設置するだけだが、手続きは必要か？

A 1 建築確認申請および完了検査申請の手続きが必要です。

また、建築基準法の一部緩和を受けたい場合は仮設許可申請も必要です。仮設許可を受けた場合は選挙終了後に仮設プレハブの撤去が必要です。

・建築確認申請

審査期間：約 7 日（平屋建てで、延べ面積が 200 m²以下の場合）

手 数 料：(～30 m²…10,000 円、30～100 m²…18,000 円、
100～200 m²…28,000 円)

・完了検査申請

手 数 料：(～30 m²…15,000 円、30～100 m²…19,000 円、
100～200 m²…24,000 円)

・仮設許可申請

審査期間：約 14 日

手 数 料：(設置期間 1 ヶ月以内…60,000 円、1 ヶ月超…120,000 円)

Q 2 仮設プレハブを持ってきて置くだけだが基礎は必要か？

A 2 基礎は必要です。

Q 3 仮設プレハブを持ってきて置くだけだがブロック基礎で良いか？

A 3 基礎は構造耐力上安全なものとしなければならないため、原則、鉄筋コンクリート造の基礎が必要です。

Q 4 仮設プレハブは市街化区域のどの地域でも設置可能か？

A 4 第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内、第一種中高層住居専用地域内の土地には設置できません。また、建築基準法上の道路に接していない土地も設置できません。これらの土地に仮設プレハブを設置する場合は、建築確認申請の前に仮設許可申請が必要です。

Q 5 仮設プレハブは市街化調整区域でも設置可能か？

A 5 建築基準法に基づく仮設許可申請を行い、選挙終了後に撤去されることが明らかな仮設プレハブについては、都市計画法の許可は不要です。なお、設置の際には、建築確認申請前に都市計画法に基づく建築許可不要の手続きが必要となります。

2. 既存建築物を一時的に選挙事務所として使用する場合

«市街化区域・非線引き都市計画区域の場合»

Q 6 一室を選挙事務所として使用する場合、建築確認申請(用途変更)の手続きは必要か?

A 6 事務所として使用する場合、建築確認申請（用途変更）の手続きは不要です。

Q 7 既存建築物は市街化区域のどの地域でも使用可能か?

A 7 事務所として使用する場合、第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内、第一種中高層住居専用地域内の建築物は使用できません。

«市街化調整区域の場合»

Q 8 既存建築物は使用可能か?

A 8 既存建築物が適法に建築されたものであるか確認させていただく必要があります。また、用途・規模によっては使用ができない可能性がありますので、使用の際には事前に都市計画課開発チームまでご相談ください。

問い合わせ先

久留米市都市建設部建築指導課

(TEL：0942-30-9089)